

○静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例施行規則
 平成26年12月12日
 規則第117号
 (趣旨)
 第1条 この規則は、静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例(平成26年静岡市条例第138号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
 (林道の通行許可の申請)
 第2条 条例第3条第1項の規定による林道の通行許可を受けようとする者は、林道通行許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
 (許可書の交付)
 第3条 市長は、林道の通行を許可したときは、林道通行許可書(様式第2号)を交付する。
 2 市長は、林道の通行を許可しないときは、林道通行不許可通知書(様式第3号)により通知するものとする。
 (路線の指定等の告示)
 第4条 市長は、条例第3条第2項の規定により路線の指定をしたときは、その内容を告示するものとする。
 当該指定を変更し、又は解除したときも、同様とする。
 第5条 市長は、条例第9条の規定により林道の通行の許可を取り消したときは、通行許可取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
 (委任)
 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 (添付略)
 様式第1号(第2条関係)
 様式第2号(第3条関係)
 様式第3号(第3条関係)
 様式第4号(第5条関係)

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会設立趣意書
 南アルプスは、日本列島の中央に位置し、山梨県、長野県、静岡県、静岡県の3県にまたがる我が国を代表する山岳地帯である。
 その区域は広大で、甲斐駒・鳳凰山系、白根山系、赤石山系により構成され、本邦第2の高峰北岳をはじめ、北の鋸岳から南の光岳まで重量感あふれる山岳風景を形成しているとともに、大井川、天竜川、富士川の源流部となっている。
 その自然環境は特に傑出しており、キタダケソウを始めとした貴重な高山植物の宝庫であるとともに、海底からの隆起により形成された地形・地質は、日本列島の誕生に関わる重要な遺産である。
 さらに、氷河地形やハイマツ群落、特別天然記念物であるライチョウの生息地では地球規模での南限といわれており、まさに世界遺産にも匹敵するものといわれている。
 我々、南アルプスに関係する市町村は、このような地球規模での顕著で普遍的な価値を有する南アルプスについて、その保全に努め将来に継承していくとともに、その価値を高め人類共有の財産とすべく、各市町村の英知を結集し、相互に連携、協力していくため、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設置する。

平成19年2月28日

- 韮崎市長 横内公明
- 南アルプス市長 石川豊
- 北杜市長 白倉政司
- 早川町長 辻一幸
- 飯田市長 牧野光朝
- 伊那市長 小坂愷男
- 富士見町長 矢嶋民雄
- 大鹿村長 中川豊
- 静岡市長 小嶋善吉
- 川根本町長 杉山嘉英



南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約

<p>南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会は、南アルプスの世界自然遺産登録を推進していくための事業の実施及び連携調整に関する事務を処理することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この協議会は、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称する。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 推進協議会は、別表1に掲げる市町村(以下「構成市町村」という。)及び賛助会員をもって構成する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 推進協議会は、次に掲げる事業を推進する。</p> <p>(1) 南アルプスに関する情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 南アルプスの保全と適正な利用の促進に関すること。</p> <p>(3) 南アルプスの情報発信に関すること。</p> <p>(4) その他南アルプスの世界自然遺産登録に必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 推進協議会は、構成市町村の長及び議会の議長をもって組織する。</p> <p>2 推進協議会に、顧問を置くことができる。</p> <p>3 推進協議会に、オブザーバーを置くことができる。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 推進協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 2人</p> <p>(3) 監事 1人</p> <p>2 役員は、構成市町村の長及び議会の議長の互選によりこれを定める。</p> <p>3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。</p> <p>6 監事は、推進協議会の会計を監査する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>3 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。</p> <p>(連絡協議会)</p> <p>第8条 推進協議会に、各県の特色を活かした調査研究、啓発事業等を推進していく</p>	<p>ため、各県毎に連絡協議会を置く。</p> <p>2 連絡協議会の組織、運営その他必要な事項は、各県毎に別に定める。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第9条 専門的な協議又は調整をするため、推進協議会に専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の設置、運営その他専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(南アルプス総合学術検討委員会)</p> <p>第10条 南アルプス全体の統合的な学術的知見を集積するとともに、委員相互の情報交換・共有を図るため、推進協議会に南アルプス総合学術検討委員会を置く。</p> <p>2 南アルプス総合学術検討委員会の設置、運営その他南アルプス総合学術検討委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第11条 推進協議会の事務を効率的に推進していくため幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、構成市町村の担当課長をもって組織する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、会長が指名した者をもって充てる。</p> <p>4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。</p> <p>5 幹事会に、幹事会オブザーバーを置くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 推進協議会の庶務を処理するため、事務局を会長の属する市町村の担当課に置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(財務)</p> <p>第13条 推進協議会の運営に必要な経費は、別表2に掲げる負担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>2 推進協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第14条 推進協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成19年2月28日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行後に最初に選任される役員の任期は、第6条第3項の規定に係わらず、施行日から平成20年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成20年4月14日から施行する。</p>
--	---

附 則

この規約は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月9日から施行する。

別表1(第3条関係)

区 分	構成市町村名
山梨県	韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町
長野県	飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村
静岡県	静岡市、川根本町

別表2(第13条関係)

負担金額	該当市町村
800,000円	静岡市
200,000円	韮崎市、南アルプス市、北杜市、飯田市、伊那市
50,000円	早川町、富士見町、大鹿村、川根本町

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約第10条第2項の規定に基づき、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会(以下「推進協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進協議会の会議に関すること。
- (2) 推進協議会の事業に関すること。
- (3) その他推進協議会の運営に関し必要な事項(組織)

第3条 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

第2条 事務局長及び事務局員は、会長が属する市町村の職員のうちから、会長が指名する。

(職員の責務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

第2条 事務局員は、事務局長の命を受け、分担事務を掌理する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次の事項について専決することができる。

- (1) 軽易な契約の締結に関すること。
- (2) その他軽易な事項に関すること。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月28日から施行する。

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会財務規程

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約第11条第2項の規定に基づき、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会(以下「推進協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 推進協議会の予算は、構成市町村から交付される負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事業の執行に要するすべての経費をもって歳出とする。

(予算の編成)

第3条 会長は、毎会計年度推進協議会の予算を編成し、年度開始前に推進協議会の会議に諮らなければならない。

2 予算書その他財務に係る帳票等の種類及び様式については、会長が別に定める。(出納及び現金の保管)

第4条 推進協議会の出納は、会長が行う。

2 推進協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第5条 推進協議会に出納員を置き、会長が属する市町村の職員のうちから、会長が指名した者をもって充てる。

(決算)

第6条 会長は、毎会計年度決算書を作成し、監事の監査に付さなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月28日から施行する。

南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会設置要綱

南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 南アルプスの世界自然遺産登録を推進するため、「南アルプス世界自然遺産登録」山梨県連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、韮崎市、北杜市、南アルプス市、早川町の市長、町長、議会の議長及び担当部長、又は課長をもって構成する。

第3条 協議会は、南アルプス世界自然遺産登録に向け、次の事項を協議する。

- (1) 効果的に推進するための総合調整に関すること。
- (2) 必要な資料等の収集に関すること。
- (3) 普及啓蒙に関すること。
- (4) 自然環境の保全と地域振興に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名
- 2 役員は、構成市町の市長、町長及び議会の議長の互選によりこれを定める。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 任期中で新たに選任された役員の任期は、現にある任期の満了時までとする。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、副会長の中からあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長になる。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の時は、会長が決定する。
- 3 会長は、必要に応じ関係委員による会議を招集することができる。
- 4 会長は、幅広い意見を聴くため、必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の能率的運営を期し、事務を整理するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 協議会から付議された事項に関すること。

- (2) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。
- 3 幹事会に、幹事長、副幹事長及び幹事を置く。
 - 4 幹事会は構成市町の担当課長及び担当職員をもって充てる。
 - 5 幹事長及び副幹事長は、会長が推薦する者をもって充てる。
 - 6 幹事長は幹事会を統括する。
 - 7 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集する。
- (財務)
- 第7条 協議会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の他の経費をもって充てる。
- 2 協議会の予算は、協議会の議決を得なければならない。
 - 3 協議会の決算は、監事の監査に付し、協議会に報告しなければならない。
 - 4 協議会の会計及び財務に關して必要な事項は、会長が別に定める。
- (会計年度)
- 第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。
- (事務局)
- 第9条 協議会の庶務を処理するため、事務局を会長の所属する市町の担当課に置く。
- 2 事務局に關し必要な事項は、会長が別に定める。
- (補則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月13日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の以後に最初に選任される役員任期は、平成20年3月31日までとする。

南アルプス世界自然遺産登録長野県連絡協議会規約

- (目的)
- 第1条 この協議会は、南アルプス世界自然遺産登録を推進していくための事業の実施及び連携調整に関する事務を処理することを目的とする。
- (名称)
- 第2条 この協議会は、南アルプス世界自然遺産登録長野県連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)と称する。
- (構成)
- 第3条 連絡協議会は、別表1に掲げる市町村(以下「構成市町村」という。)及び賛助会員をもって構成する。
- (事業)
- 第4条 連絡協議会は、次に掲げる事業を推進する。
- (1) 南アルプスに關する資料及び情報の収集に關すること。
 - (2) 南アルプスの調査・研究に關すること。
 - (3) 南アルプスの情報発信に關すること。
 - (4) 南アルプス登録に向けた普及・啓発活動に關すること。
 - (5) 構成市町村の連絡調整に關すること。
 - (6) その他南アルプス世界自然遺産登録に必要な事項
- (組織)
- 第5条 連絡協議会は、構成市町村の長及び協議会の議長をもって組織する。
- 2 協議会を構成する各市町村の長は職員の中から指名するもの1名を加えることができる。
- (役員)
- 第6条 連絡協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 3人
 - (3) 監事 2人
- 2 役員は、構成市町村の長及び協議会の議長の互選によりこれを定める。
 - 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
 - 6 監事は、推進協議会の会計を監査する。

別表1(第3条関係)

飯田市	構成市	町	村
伊那市			
富士見町			
大鹿村			

別表2(第10条関係)

経費負担割合	
均等割	人口割
予算の収入の内、負担金総額の50%を上限とし、その内の市町村の負担割合は次のとおりとする。 市40%、町村10%	予算の収入の内、負担金総額から均等割を引いた額の内の50%とする。
	公園面積割 予算の収入の内、負担金総額から均等割を引いた額の内の50%とする。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

3 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第8条 連絡協議会の事務を効率的に推進していくため幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 議会から付された事項に関すること。

(2) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

3 幹事会は、構成市町村の担当課長をもって組織する。

4 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、会長が指名した者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第9条 連絡協議会の庶務を処理するため、事務局を会長の属する市町村の担当課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第10条 連絡協議会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、連絡協議会の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表2に掲げるとおりとする。但し、構成市町村の変更等があった場合は負担割合の変更については協議のうえ決定する。

3 連絡協議会の予算は、会長が編成し、総会の議決を得なければならぬ。

4 連絡協議会の決算は、会長が作成し、監事の監査に付し、総会の承認を得なければならぬ。

(会計年度)

第11条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年1月29日から施行する。

2 この規約の施行後に最初に選任される役員の任期は、第6条第3項の規定に係わらず、施行日から平成20年3月31日までとする。

南アルプス総合学術検討委員会の設置に関する要綱

南アルプス総合学術検討委員会の設置に関する要綱

(目的)

第1条 南アルプスの世界自然遺産登録に向けた学術的知見の集積を図るため、南アルプス全体の統合的な知見を集積し、委員相互の情報交換・共有を図ることを目的に、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約第10条第1項の規定に基づき、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」という。）に南アルプス総合学術検討委員会（以下「総合学術検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 総合学術検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を担当する。
- (1) 南アルプスに関する学術的知見の集積に関すること。
 - (2) 南アルプス世界自然遺産調査委員会、南アルプス世界自然遺産登録長野県連絡協議会学術調査検討委員会及び静岡市南アルプス世界自然遺産登録委員会委員会（以下「各県学術検討委員会」という。）の情報交換・共有に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、南アルプスの世界自然遺産登録に関し、推進協議会の会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 総合学術検討委員会は、各県学術検討委員会の委員、オブザーバー及び顧問をもって組織する。

(役員)

第4条 総合学術検討委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人

2 役員は、各県学術検討委員会の委員長の職にある者をもって充てる。

3 総合学術検討委員会の委員長は、役員のうちから推進協議会の会長が指名する。

4 委員長は、総合学術検討委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 役員は、各県学術検討委員会の委員長でなくならない。

7 役員は、各県学術検討委員会の委員長でなくなくなったときは、役員の地位を失う。

(会議)

第5条 総合学術検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 総合学術検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に総合学術検討委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 総合学術検討委員会に、分野横断的な検討を進めるため、次の部会を置く。

- (1) 地形・地質部会

(2) 生態系・生物多様性部会

(3) 自然景観・共生部会

2 部会は、総合学術検討委員会の構成員のうちから、委員長が指名する者をもってそれぞれ組織する。

3 部会ごとに部会長を置き、部会の構成員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

5 部会に分科会を置くことができる。

6 分科会の組織及び運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 総合学術検討委員会の庶務を処理するため、事務局を推進協議会の正副会長の属する市町村の担当課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合学術検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月9日から施行する。

2 この要綱の施行後に最初に選任される総合学術検討委員会の役員の任期は、第4条第6項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成22年3月31日までとする。

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会ユネスコエコパーク推進部会の設置に関する要綱

<p>南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）推進部会の設置に関する要綱</p> <p>(名称) 第1条 この会は、ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）推進部会（以下「部会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 部会は、南アルプスの世界自然遺産登録に向けて、ユネスコエコパーク（BR＝生物圏保存地域）への登録を目指すことにより、登録基準である「生態系」及び「生物多様性」に関する価値を磨き、当該分野にかかる学術的知見を集積するとともに、南アルプスの貴重な動植物を保護しその資源を後世へ引き継いでいくため、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約第9条第1項の規定に基づき、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」という。）に設置する。</p> <p>(所掌事務) 第3条 部会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を担当する。 (1) ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の調査研究に関すること。 (2) 南アルプスの生態系及び生物多様性に関する学術的知見の集積に関すること。 (3) その他南アルプスのユネスコエコパーク（生物圏保存地域）登録に必要な事項。</p> <p>(組織) 第4条 部会は、推進協議会構成市町村の長をもって組織する。</p> <p>(役員) 第5条 部会に部会長を置く。 2 部会長は、推進協議会構成市町村の長の互選によりこれを定める。 3 部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会議) 第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。 2 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。 3 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(ユネスコエコパーク登録検討委員会) 第7条 ユネスコエコパークの登録基準である「生態系」及び「生物多様性」の学術的知見を集積するとともに、登録検討を行うため推進部会にユネスコエコパーク登録検討委員会を置く。 2 ユネスコエコパーク登録検討委員会の設置、運営その他ユネスコエコパーク登録検討委員会に關し必要な事項は、部会長が別に定める。</p>	<p>(課長会) 第8条 部会の事務を効率的に推進していくため課長会を置く。 2 課長会は、推進協議会構成市町村の担当課長をもって組織する。 3 課長会に、会長及び副会長を置き、部会長が指名した者をもって充てる。 4 会長は、課長会を代表し、会務を総括する。 (事務局) 第9条 部会の庶務を処理するため、事務局を部会長の属する市町村の担当課に置く。 (補則) 第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に關し必要な事項は、部会長が別に定める。</p> <p>附則 1 この要綱は、平成22年5月15日から施行する。 2 この要綱の施行後に最初に選任される部会長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、施行日から平成24年3月31日までとする。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年5月29日から施行する。</p>
--	--



南アルプスユネスコエコパーク 基本合意書

平成 25 年 8 月 17 日

韮崎市	飯田市	静岡市
南アルプス市	伊那市	川根本町
北杜市	富士見町	
早川町	大鹿村	

南アルプスユネスコエコパーク 基本合意書

我々は、平成 19 年 2 月、南アルプスの顕著で普遍的な価値を高め、人類共有の財産とすべく、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設置、以来、南アルプスの優れた自然環境を保全し、将来へと継承していくための活動に取り組んできた。

南アルプスが育む豊かな生物多様性は、人々の暮らしに多くの恵みをもたらし、人々もその恩恵を敬い、南アルプスとの共生による多様な文化を築き上げて今日まで継承されている。

今般、我々が目指す南アルプスユネスコエコパークは、こうした南アルプスの自然環境と多様な文化のつながりを共有財産と位置づけ、地域間交流の拡大を図るとともに、優れた自然環境の持続的かつ永続的な保全管理と利活用に共同で取り組むことよって、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを行うものである。

我々、南アルプスに関係する市町村は、その趣意に基づき、次に掲げる南アルプスユネスコエコパークの主要施策に、総意をもって取り組んでいくことを確認し、基本合意を締結する。

- 一、南アルプスの自然環境保全
- 一、南アルプス山麓の地域間交流の拡大による地域活性化
- 一、南アルプスユネスコエコパーク憲章の策定
- 一、各地域の情報発信
- 一、南アルプスユネスコエコパーク地域の永続的な管理運営体制の確立

平成 25 年 8 月 17 日

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会ジオパーク推進部会の設置に関する要綱

<p>南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ジオパーク推進部会の設置に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 南アルプスの世界自然遺産登録に向け南アルプスが有する地質遺産の価値を磨くため、世界ジオパークネットワークへの登録を目的に、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」という。）規約第9条第1項の規定に基づき、ジオパーク推進部会（以下「部会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) ジオパークの調査研究に関すること。</p> <p>(2) 南アルプスの地質遺産価値の集積に関すること。</p> <p>(3) 南アルプスにおけるジオツーリズムの推進方策に関すること。</p> <p>(4) その他南アルプスの世界ジオパークネットワーク登録に必要な事項（組織）</p> <p>第3条 部会は、推進協議会構成市町村の長をもって組織する。</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 部会に部会長を置く。</p> <p>2 部会長は、推進協議会構成市町村の長の互選によりこれを定める。</p> <p>3 部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。</p> <p>3 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(ジオパーク登録検討委員会)</p> <p>第6条 ジオパーク登録に向けた具体的な検討作業を実施するため、推進部会に、ジオパーク登録検討委員会を置く。</p> <p>2 ジオパーク登録検討委員会の設置、運営その他ジオパーク登録検討委員会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。</p> <p>(課長会)</p> <p>第7条 部会の事務を効率的に推進していくため課長会を置く。</p> <p>2 課長会は、推進協議会構成市町村の担当課長をもって組織する。</p> <p>3 課長会に、会長及び副会長を置き、部会長が指名した者をもって充てる。</p> <p>4 会長は、課長会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 部会の庶務を処理するため、事務局を部会長の属する市町村の担当課に置く。</p> <p>(補則)</p>	<p>南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ジオパーク推進部会の設置に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 南アルプスの世界自然遺産登録に向け南アルプスが有する地質遺産の価値を磨くため、世界ジオパークネットワークへの登録を目的に、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」という。）規約第9条第1項の規定に基づき、ジオパーク推進部会（以下「部会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) ジオパークの調査研究に関すること。</p> <p>(2) 南アルプスの地質遺産価値の集積に関すること。</p> <p>(3) 南アルプスにおけるジオツーリズムの推進方策に関すること。</p> <p>(4) その他南アルプスの世界ジオパークネットワーク登録に必要な事項（組織）</p> <p>第3条 部会は、推進協議会構成市町村の長をもって組織する。</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 部会に部会長を置く。</p> <p>2 部会長は、推進協議会構成市町村の長の互選によりこれを定める。</p> <p>3 部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。</p> <p>3 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(ジオパーク登録検討委員会)</p> <p>第6条 ジオパーク登録に向けた具体的な検討作業を実施するため、推進部会に、ジオパーク登録検討委員会を置く。</p> <p>2 ジオパーク登録検討委員会の設置、運営その他ジオパーク登録検討委員会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。</p> <p>(課長会)</p> <p>第7条 部会の事務を効率的に推進していくため課長会を置く。</p> <p>2 課長会は、推進協議会構成市町村の担当課長をもって組織する。</p> <p>3 課長会に、会長及び副会長を置き、部会長が指名した者をもって充てる。</p> <p>4 会長は、課長会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 部会の庶務を処理するため、事務局を部会長の属する市町村の担当課に置く。</p> <p>(補則)</p>
---	---

<p>南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ジオパーク推進部会の設置に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 南アルプスの世界自然遺産登録に向け南アルプスが有する地質遺産の価値を磨くため、世界ジオパークネットワークへの登録を目的に、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」という。）規約第9条第1項の規定に基づき、ジオパーク推進部会（以下「部会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) ジオパークの調査研究に関すること。</p> <p>(2) 南アルプスの地質遺産価値の集積に関すること。</p> <p>(3) 南アルプスにおけるジオツーリズムの推進方策に関すること。</p> <p>(4) その他南アルプスの世界ジオパークネットワーク登録に必要な事項（組織）</p> <p>第3条 部会は、推進協議会構成市町村の長をもって組織する。</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 部会に部会長を置く。</p> <p>2 部会長は、推進協議会構成市町村の長の互選によりこれを定める。</p> <p>3 部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。</p> <p>3 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(ジオパーク登録検討委員会)</p> <p>第6条 ジオパーク登録に向けた具体的な検討作業を実施するため、推進部会に、ジオパーク登録検討委員会を置く。</p> <p>2 ジオパーク登録検討委員会の設置、運営その他ジオパーク登録検討委員会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。</p> <p>(課長会)</p> <p>第7条 部会の事務を効率的に推進していくため課長会を置く。</p> <p>2 課長会は、推進協議会構成市町村の担当課長をもって組織する。</p> <p>3 課長会に、会長及び副会長を置き、部会長が指名した者をもって充てる。</p> <p>4 会長は、課長会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 部会の庶務を処理するため、事務局を部会長の属する市町村の担当課に置く。</p> <p>(補則)</p>	<p>南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ジオパーク推進部会の設置に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 南アルプスの世界自然遺産登録に向け南アルプスが有する地質遺産の価値を磨くため、世界ジオパークネットワークへの登録を目的に、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（以下「推進協議会」という。）規約第9条第1項の規定に基づき、ジオパーク推進部会（以下「部会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) ジオパークの調査研究に関すること。</p> <p>(2) 南アルプスの地質遺産価値の集積に関すること。</p> <p>(3) 南アルプスにおけるジオツーリズムの推進方策に関すること。</p> <p>(4) その他南アルプスの世界ジオパークネットワーク登録に必要な事項（組織）</p> <p>第3条 部会は、推進協議会構成市町村の長をもって組織する。</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 部会に部会長を置く。</p> <p>2 部会長は、推進協議会構成市町村の長の互選によりこれを定める。</p> <p>3 部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。</p> <p>3 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(ジオパーク登録検討委員会)</p> <p>第6条 ジオパーク登録に向けた具体的な検討作業を実施するため、推進部会に、ジオパーク登録検討委員会を置く。</p> <p>2 ジオパーク登録検討委員会の設置、運営その他ジオパーク登録検討委員会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。</p> <p>(課長会)</p> <p>第7条 部会の事務を効率的に推進していくため課長会を置く。</p> <p>2 課長会は、推進協議会構成市町村の担当課長をもって組織する。</p> <p>3 課長会に、会長及び副会長を置き、部会長が指名した者をもって充てる。</p> <p>4 会長は、課長会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 部会の庶務を処理するため、事務局を部会長の属する市町村の担当課に置く。</p> <p>(補則)</p>
---	---

南アルプス市長	榎内公明
南アルプス市長	中込博文
北杜市長	白倉政司
早川町長	辻一幸
飯田市長	坂野光朗
伊那市長	白鳥孝
富士見町長	小林一希
大鹿村長	柳島貞康
静岡市長	田辺信宏
川根本町長	佐藤公敏

ジオパーク登録検討委員会設立要領制定について

ジオパーク登録検討委員会設置要領制定について

(目的)

第1条 南アルプス世界自然遺産登録推進協議会ジオパーク推進部会(以下「推進部会」という。)の設置に関する要綱第6条第2項の規定に基づき、南アルプス地域における世界ジオパーク登録に向けた具体的な検討作業や、南アルプスの保護や活用に関する検討を行うため、推進部会にジオパーク登録検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 (1) 世界ジオパーク申請のための施策に関すること。
 (2) 世界ジオパーク申請に向けた、ユネスコエコパークと連携した保護や活用の方策。
 (3) その他、世界ジオパーク登録推進に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員概ね15名をもって組織する。
 2 委員は、次に掲げる者のうちから南アルプス世界自然遺産登録推進協議会ジオパーク推進部会長(以下「部会長」という。)が委嘱する。

- (1) 学術関係者
- (2) 観光や地域マネージメント関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他部会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
 2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の任期は、前任者の残任期間とする。(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会ジオパーク推進部会の設置に関する要綱

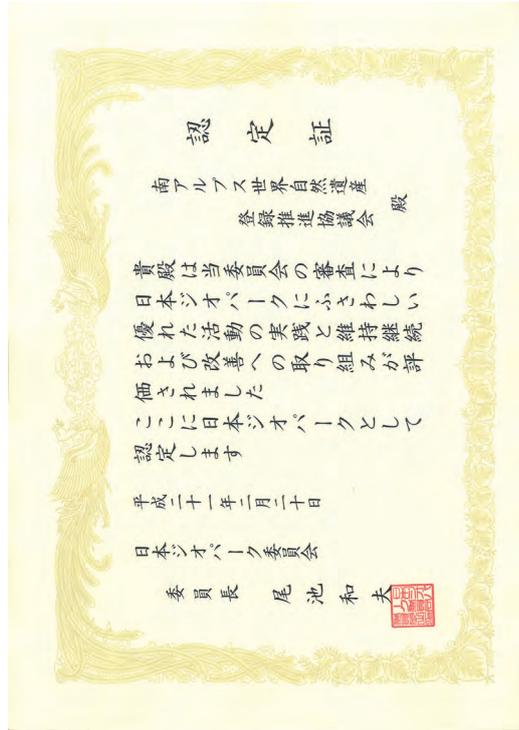
第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行後に最初に選任される部会長の任期は、第4条第3項の規定に係わらず、施行日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月18日から施行する。



南アルプスジオパーク協議会規約

南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク関係団体が連携し、その活動を広げ、地質遺産を保全し、教育・学習資源として活用するとともに、観光資源と連携したジオツーリズムを構築することにより、地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を推進する。

- (1) ジオパーク資源の保全に関する事業
- (2) ジオパーク資源を活用した教育啓発及び観光に関する事業
- (3) 地域連携、情報発信等に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、目的に賛同する会員(団体)で構成する。

2 協議会に、顧問を置くことができる。

3 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以上
- (3) 監事 2人

2 役員は、総会において会員の互選によりこれを定める。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会(総会)

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、推進部会の部会長の属する市町村の担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年5月18日から施行する。

2 この要領の施行後に最初に選任される委員会の役員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この要領の施行の日から平成28年3月31日までとする。

第7条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) その他重要な事項

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて関係者に総会への出席を求めることができる。

6 総会は、会長が認める場合、書面をもって開催したものとみなすことができる。

(幹事会)

第8条 協議会の事務を効率的に推進していくため幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他協議会の運営に必要な事項に関すること

3 幹事会は、会長が指定した会員団体の事務局をもって組織する。

4 幹事会に幹事長を置き、会長が指名した者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、会長の属する団体に事務局に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金を徴する場合、総会においてその金額を決定する。

3 協議会の予算は、会長が編成し、総会の議決を得なければならない。

4 協議会の決算は、会長が作成し、監事の監査に付し、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会を招集する時間がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年2月24日から施行する。

2 この規約の施行後に最初に選任される役員の任期は、第5条第3項の規定に係わらず、施行日から平成26年3月31日までとする。

日本ジオパーク南アルプス大会 大会宣言 南アルプス宣言

日本ジオパーク南アルプス大会 大会宣言

南アルプス宣言

2014年9月、雄大で活動的であり、懐の深さを持った山塊である南アルプスをもつ、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークにて、「山岳と人とジオパーク」をテーマに開催された日本ジオパーク南アルプス大会、第5回日本ジオパーク全国大会では、日本全国のジオパークに関わる様々な人のおよそ延べ6130名が集い、ジオパークの現状を見つめ、良い事例を学び合い、ジオパークの今後について討論を重ね、今後の取り組みを深化させていくことを確認した。

今回、会期中に御嶽山が噴火し、多数の登山者が噴火に巻き込まれる事態が発生した。時として大地の営みによる災害と向き合わなければならないことを実感させられた。私たちはここに以下のことを宣言する。

- 一、行政や研究者含む住民すべてが大地の恵みや自然災害、ジオパークのシステムを理解していれば、特に意識していなくてもジオパーク活動、つまり地域をよくするための活動は持続的に推進できる。みんながやるのがジオパークである。
- 一、自然の恵みに対する感謝を忘れず、災害を学べる先人たちの工夫や知恵を知り、ジオストーリーを組み立て、工夫と熱意で伝える。
- 一、変動帯日本としてのジオパーク資源の保全と活用のルールを構築する必要がある。日本におけるジオパーク活動の考え方や実践を世界に提案していくことが求められている。
- 一、ジオパークのガイドは、知識を増やし、わかりやすい言葉で、お客様とキャッチボールをしながら、地質のみでなく、植物、人との関わり、感動や驚きなどのメッセージを、自分自身が楽しみながら伝える。
- 一、地球活動とその上で繰り広げられてきた人々の暮らしの営みを時空を超えて可視化するために、デジタルな情報メディアをより活用する。
- 一、伊那に集まった30人の市町村長は、それぞれの地域に根ざしたジオパークの活動に取り組むことが、世界ともつながることを改めて深く認識し、チャレンジし続けることを決意した。
- 一、ネットワークとしての利点を活かすために、一層の議論と情報共有と実践を重ねる。
- 一、ジオパークと生物圏保存地域は、共に自然環境の保全を基盤として持続可能な発展を目指すプログラムである。相互の制度を学び、より良い制度設計について継続的に考える。

2014年9月28日
日本ジオパーク南アルプス大会 実行委員会 委員長 白鳥 孝